



令和 5 年 3 月 2 9 日

北海道運輸局海上安全環境部

海上運送法に基づく輸送の安全の確保に関する指導文書の発出について

国土交通省北海道運輸局では、下記の 2 社に対して海上運送法第 2 5 条に基づく検査を実施した結果、安全管理規程に違反する事実を確認し、別紙のとおり輸送の安全確保に関する指導文書を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和 5 年 3 月 2 9 日

2. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに検査概要

① 事業者の名称：有限会社カネ秀カネシウ

事業者の住所：小樽市港町 4 番 5 号

検査概要：令和 4 年 1 1 月 2 9 日に海上運送法第 2 5 条に基づく検査を実施したところ、安全教育及び事故処理に関する訓練を実施していなかったこと等の安全管理規程違反が確認された。

② 事業者の名称：株式会社ツウセン

事業者の住所：小樽市赤岩 1 - 2 0 - 8

検査概要：令和 5 年 1 月 1 3 日に海上運送法第 2 5 条に基づく検査を実施したところ、令和 4 年 1 2 月 1 6 日に当該事業者が運航する船舶が、出港後、機関が停止し、航行不能になる事故を発生させていたにもかかわらず、事故発生後速やかに関係運輸局及び海上保安官署等に報告していなかったこと等の安全管理規程違反が確認された。

3. 指導事項

別紙 1 及び 2 のとおり

【問い合わせ先】

国土交通省北海道運輸局海上安全環境部運航労務監理官 高井
TEL：0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 7 3